# 第2章 環境施策の展開

## 第1節 総合的環境施策の推進

## 1. ちば新時代環境ビジョン

ちば新時代環境ビジョンは、21世紀初頭(おおむね2010年から2020年頃)を展望した本県の環境施策の基本方向を示す長期構想として8年2月に策定した。

ビジョンでは、千葉県環境基本条例に沿った4つの理念、(1)循環社会の構築 (2)自然との共生 (3)地球環境保全への貢献 (4)みんなが参加する取り組みを柱としてこれに基づく8つの長期的目標を掲げている。

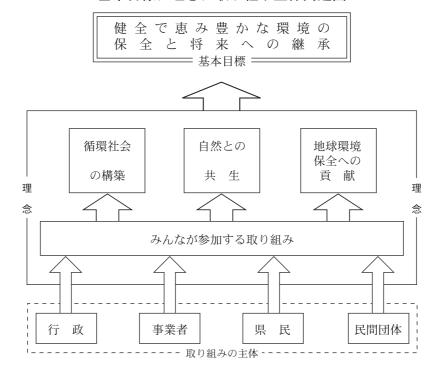
## 2. 千葉県環境基本計画

千葉県環境基本計画は、千葉県の環境を保全するための様々な施策の基本となるもので、千葉県 環境基本条例第9条に基づき、8年8月に定めた。

この計画では、ちば新時代環境ビジョンの理念を踏まえ、『健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承』を基本目標に「循環社会の構築」、「自然との共生」、「地球環境保全への貢献」及び「みんなが参加する取り組み」を理念とし、これを実現するための8つの長期的な目標、さらに27分野にわたる目標を定め、それぞれの目標に沿った施策の方向を掲げている。

なお、この計画は県の環境施策について定めた ものであるが、「みんなが参加する取り組み」とい う理念のもと、市町村・事業者・県民・民間団体も 共通の考え方にたって、環境に配慮し、環境保全の ための行動を起こすことを期待している。

#### 基本目標、理念、取り組み主体関連図



## 第2節 地球環境問題

#### 1.概 況

近年、先進国を中心とする経済活動の活発化、開発途上国を中心とする人口の増加や急速な工業化などを背景として、二酸化炭素などの増加による地球温暖化やフロン類によるオゾン層の破壊に伴うオゾンホールの出現、酸性雨による森林被害など人類の生存基盤を脅かす地球規模の環境問題が顕在化している。

このような地球環境問題の解決に向けて、4年6月の「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)以来、9年12月の地球温暖化防止京都会議など、さまざまな国際会議が開催され、わが国をはじめ世界各国において地球環境保全の取組が進められている。

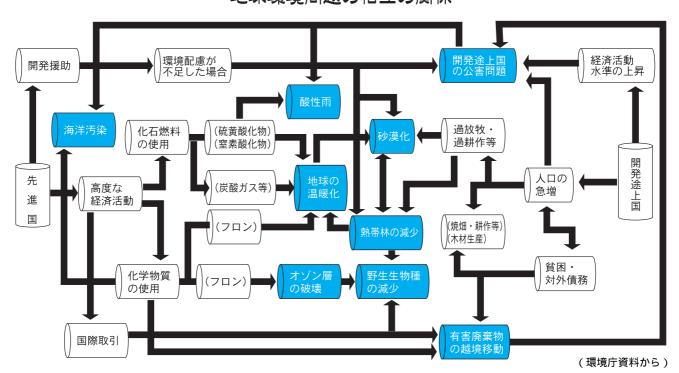
わが国は優れた技術力や環境保全の豊かな経験を活かして、地球環境保全にその力を発揮することが期待されており、国内の各地方自治体においてもかつての公害問題を克服した経験を活用することが求められている。

#### 2.施 策

地球環境問題は、私たちが使用する資源・エネルギーの増大、あるいは一部地域の汚染された大気や水、廃棄物などが移動することなどによって広い地域の環境に影響を及ぼし、時とともに深刻な問題となることから、国際的な取組みを推進するとともに、それぞれの地域から着実に取組を進めることが重要である。

県では、2年5月に庁内に「地球環境問題連絡会議」を設けて行政の様々な分野で取組を進めてきたが、5年11月に「千葉県地球環境保全行動計画」を策定し、オゾン層保護対策としてのフロンの回収への取組や、酸性雨調査の充実などの施策を推進するとともに、地球温暖化問題には、12年12月に「千葉県地球温暖化防止計画」を策定し、各種温暖化防止対策を推進、また、近隣6都県市とともに温室効果ガスの排出削減のためのキャンペーンを行うなど、県民・事業者の取組の促進を図るための普及啓発を行っている。

### 地球環境問題の相互の関係



## 第3節 自然環境

#### 1.概 況

本県は、多くの動植物が生息・生育する自然性の高い丘陵、様々な海岸性の植物やアカウミガメの産卵などが見られる海岸、食虫植物や貴重な湿地性植物などが生育する湿地、身近な生物の生息する里山、渡り鳥の飛来する干潟・塩湿地など豊かな自然や身近な自然が多く残されている。

しかし、比較的平坦な地形や首都圏に位置することなどから、集積する人口や産業活動の受け皿として宅地や工業用地等の拡大が進むとともに余暇活動の場としてのゴルフ場の造成等により、自然の改変が進んでおり、身近な自然の荒廃も見られる。

このため、地域の自然社会条件に配慮しつつ、自然と人間との共生を確保し、良好な自然環境を将来に継承していくことが重要であり、地域の\*生態系の核となる貴重な自然について積極的にその保全を図る必要がある。

## 2.施 策

#### (1)自然環境の保全

現在及び将来の県民共通の貴重な財産である自 然環境の保全を図るため、法律及び条例に基づき 自然公園、自然環境保全地域等を指定している。

また、開発行為による自然の改変に対応するため、「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」等を制定して事前協議及び景観等影響評価制度を設けるなど風致景観の適正な保全に努めている。このほか、条例に基づく自然環境保全協定、緑化協定の締結及び自然の生態系に配慮した地域づくりのため、\*ビオトープ(生物生息空間)事業など各種施策を推進している。

#### (2)野生生物の保護管理

\*生物の多様性の確保及び野生鳥獣の保護管理を推進するため、生物の生息・生育調査を実施するとともに、鳥獣保護区を設定している。

県内に生息・生育する保護上重要な野生動植物の現状と保護のあり方を明らかにした「千葉県レッドデータブック」について、11年度において「動物編」を10年度の「植物編」に引き続き取りまとめた。また、種の多様性調査及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているミヤコタナゴの保護増殖事業を国の委託により実施している。

さらに、カモ類やシギ・チドリ類等の野鳥の貴重な生息地となっている行徳内陸性湿地について、生息環境の整備を進めるほか、猿、鹿などの野生動物による農林業等の被害に対応するため、被害防止対策を講じており、野生猿については長期的計画である「千葉県野生猿保護管理計画」を策定している。

#### (3)自然とのふれあいの推進

豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める県民の要望に応え、県民が自然のめぐみを広く享受できるよう、自然公園の利用施設や「いすみ環境と文化のさと」など、ふれあいの場の整備を進めている。特に、首都圏自然歩道と房総ふれあいの道を幹線とした整備を推進し、自然歩道のネットワーク化を目指している。

また、自然観察会、探鳥会などを開催し、郷土の 自然とのふれあいの機会の創出を図っている。

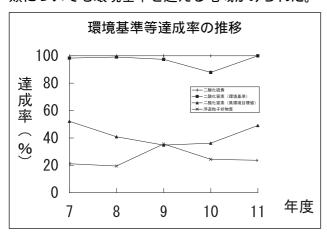
## 第4節 大気環境

#### 1.概 況

本県では、東s、千葉、市原地域といった都市部を中心に昭和30年代以降の急激な高度経済成長による東京湾臨海部への工場・事業場の立地、人口増加による市街地の拡大、モータリゼーションの進展による自動車交通量の増加等により、大気環境への影響が大きくなっている。主な汚染物質としては、二酸化硫黄( $SO_2$ )、二酸化窒素( $NO_2$ )、\*光化学オキシダント( $O\times$ )、一酸化炭素(CO)、\*浮遊粒子状物質(SPM)などがあり、また、近年ではダイオキシン類及びベンゼン等の\*有害大気汚染物質による新たな問題もクローズアップされている。

一般大気環境における常時測定結果によると、 二酸化硫黄、一酸化炭素については\*環境基準を達成しており、近年良好な状況にある。二酸化窒素については、環境基準は概ね達成されているが、県で独自に定めた環境目標値については都市部を中心に達成率が低い状況にある。また、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの環境基準についても、都市部を中心に達成率が低い状況が続いている。

また、有害大気汚染物質のモニタリング調査によると、指定物質である\*ベンゼンについては、環境基準を超えている地域がみられ、ダイオキシン類についても環境基準を超える地域がみられた。



#### 2.施 策

工場・事業場に対しては、「大気汚染防止法」による排出規制のほか、臨海部の主要工場と締結した「公害防止協定」による企業指導を行うとともに、\*窒素酸化物対策として、ガラス製造工場と締結した「覚書」、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」により、また、光化学スモッグの一因となる\*炭化水素対策として「千葉県炭化水素対策指導要綱」により、それぞれ排出抑制を図っている。

また、自動車交通量の増加に伴う窒素酸化物排出量の増大への対応が大きな課題となっていることから、県では「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定するとともに、自動車NO×法に基づき「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を策定し、物流対策、交通流対策、\*低公害車の普及促進等に施策を推進している。

さらに、冬期には窒素酸化物に係る高濃度が特に発生しやすいことから、これらの対策に加え、自動車の使用抑制、工場・事業場の排出抑制強化を要請している。

また、光化学スモッグ注意報発令などの緊急時には、県内の主要協力工場に対してばい煙排出量の削減の要請を行っている。

一方、規制基準等の遵守状況を確認するために 工場・事業場への立入検査を随時行うとともに、発 生源監視の\*テレメータシステムによる常時監視を 行っている。また、大気環境の状況を的確に把握す るため、測定局、測定機器の整備など監視体制の充 実を図っている。

さらに、よりよい大気環境を実現するために、環境基準等の達成率の改善が進んでいない物質についてその改善策を検討する調査や研究を実施し、また、新たな課題であるベンゼン等の有害大気汚染物質については、監視体制の整備に加え発生源の把握調査などを実施し、適切な対策を進めていくこととしている。

## 第5節 自動車交通公害

#### 1.概 況

自動車は、私たちの日常生活や産業活動において大変便利で必要不可欠なものとなっており、県内の保有台数は11年度で約321万台と増加傾向を示している。そのため、都市部地域を中心に自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染、自動車の走行に伴う騒音・振動など多くの深刻な問題を引き起こしている。

自動車排出ガス測定局における大気汚染物質の環境基準達成率では、二酸化硫黄、一酸化炭素については達成しているが、二酸化窒素や浮遊粒子状物質は低い状況であり、二酸化窒素に係る県環境目標値についてもほとんど達成されていない状況である。

また、自動車交通騒音振動の測定結果では、振動については\*要請限度の超過地点はないが、騒音については、環境基準、要請限度を超過している地点がみられた。

#### 2.施 策

千葉県の二酸化窒素濃度の約6割は自動車による影響と推定されており、交通量の多い都市部地域においては自動車交通が大気汚染の大きな原因となっている。

国では、自動車交通公害対策として、排出ガス規制や騒音規制を年々厳しくするとともに、特に、大気汚染の深刻な都市部地域において自動車からの窒素酸化物排出量を大幅に削減するため「自動車NO×法」を制定した。

県においても、自動車交通公害に係る各種施策を総合的、計画的に推進していくため、「千葉県自動車交通公害防止計画」を4年に、また自動車NOx法に基づき、12年度末までに二酸化窒素の環境基準を概ね達成することを目標とした「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を5年11月にそれぞれ策定した。

これらの計画の進捗状況について適切な管理を

行うため、国、県、市町村、関係機関・団体で構成する「千葉県自動車交通公害対策推進協議会」を設置している。

窒素酸化物等の排出の少ない低公害車は、現在、 県内で1,947台使用されている。県では公用車に \*天然ガス自動車等を率先導入するとともに、市町 村や千葉県トラック協会を通じた民間事業者への 導入補助を実施している。また、「ちば環境フェア」 の中で低公害車の展示・試乗等を実施するなど、県 民・事業者への普及推進に向けた理解を得るよう 努力している。

交通量削減のための物流や人流対策としては、物流の合理化に向けた「千葉県\*モーダルシフト推進マニュアル」や「共同輸配送マニュアル」の作成、通勤自動車の公共輸送への転換に向けた「\*パーク&ライド検討調査」を実施するなど、交通量の抑制対策の推進を図っている。また事業所に対し物流合理化の情報交換の場として「物流合理化交流プラザ」を開催している。

自動車から排出された汚染物質の浄化対策としては、\*光触媒による大気浄化技術の実用化実験を行っている。

自動車交通騒音振動については、道路交通騒音 の低減対策を始め沿道環境を一層整備するため、 8年に千葉県自動車交通公害対策推進協議会に道 路沿道環境対策専門部会を設置し、総合的な沿道 対策の立案・推進を図っている。

また、12年1月の尼崎公害訴訟判決で指摘されたとおり、道路沿道における浮遊粒子状物質による大気汚染が大きな問題となっており、その要因となっているディーゼル車対策について、県では12年度からディーゼル自動車排ガス緊急対策事業を展開しているところである。

従来から進めてきた天然ガス自動車等の低公害車の普及促進、公害防止協定による自動車使用の合理化指導、さらに12年4月から実施している50台以上の自動車を使用する事業者の自主管理制度等による指導のほか、特に、ディーゼル車対策を進める必要があることから、12年10月に「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策懇談会」を設置し、

官民が一体となって実行できる対策等本県の実情にあった対策の提言を求めており、県ではこの提言に基づきディーゼル車対策の指針をまとめることとしている。

## 第6節 騒音・振動・悪臭

## 1.概 況

騒音・振動・悪臭は直接人の感覚を刺激するため、感覚公害と呼ばれ、人体に対する感覚的、心理的影響を与えることが多い。

また、発生源が比較的身近にあることが多いことから、騒音・悪臭の2種類で典型7公害に関する苦情の約40%を占めている。

騒音に関する苦情は、発生源別に見ると工場・事業場・建設作業の騒音が大きな割合を占めているが、最近では生活様式の多様化によりカラオケ等の深夜営業騒音、クーラーやピアノなどの生活騒音等の比重も大きくなっている。

また、航空機騒音は、\*騒音レベルが高く他の騒音問題と異なり影響範囲が広いことから、空港周辺において騒音問題を引き起こしている。

新東京国際空港(成田空港)については、定期的な航空機騒音調査と固定測定局による常時監視を行っており、環境基準達成状況は依然として低い状況にある。

なお、東京国際空港(羽田空港)については、全 ての地点で環境基準を達成しているが、海上自衛 隊の下総飛行場については、環境基準未達成の地 点がある。

振動に関する苦情は、建設作業によるものが最 も多く、次いで道路交通、工場・事業場、となって いる。

悪臭苦情は、畜産農業によるものが減少しているものの、サービス業・その他に起因するものが増加しており、この区分の中で、野焼きによる苦情が大きな割合をしめている。

#### 2.施 策

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づき、影響を防止する必要がある地域については地域を指定し、地域内の工場・事業場等の騒音、振動及び悪臭について規制を行っており、今後もその地域を拡大することにより、規制や指導の充実を図っていく。

また、工場が、県が造成した工業団地等に進出する場合、計画内容を事前に県が審査し、騒音・振動・悪臭対策に必要な措置を講じるよう指導するとともに、住宅地の中にある工場等に対しては、工業団地への移転を進めている。

その他、「公害防止協定」及び市町村の「環境保全(公害防止)条例」に基づき、工場・事業場による騒音・振動・悪臭が周辺住民の生活環境に影響を与えないよう指導を行っている。

航空機騒音については、新東京国際空港(成田空港)について、調査及び常時監視を継続し、指定地域内の民家の移転対策や騒音対策の充実を図るとともに、騒音の障害防止に配慮した適正で合理的な土地利用の促進を図っている。

下総飛行場については、騒音の常時監視と調査 を継続しながら、騒音防止対策の推進を国等関係 機関に働きかけている。

また、畜産農業からの悪臭対策としては、家畜糞尿の処理施設の設置等を進めるとともに、畜舎の管理技術、糞尿の有効利用等の指導を一層強化していくこととしている。

騒音の大きさの例

騒音の大ささの1列 デシベル(d B)	
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱 うるさい工場の中、カラオケ
80	地下鉄の車内 ピアノ
70	電話のベル、うるさい街頭 うるさい事務所の中
60	静かな乗用車、普通の会話 クーラー(室内、始動中)
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館 静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜 ささやき声
20	木の葉のふれあう音 置時計の秒針の音(前方 1 m)

## 第7節 水 環 境

#### 1.概 況

本県の河川、湖沼、海域等の\*公共用水域の水質は、高度経済成長期以降の急速な産業化や都市化の進展に伴い、都市部を流れる中小河川や東京湾、印旛沼・手賀沼などの\*閉鎖性水域を中心に水質汚濁が進行したが、その後の水質保全に係る各種の施策の展開により、長期的に見ると改善の傾向にある。しかし、近年は横ばいの状況にあり、都市部の中小河川や閉鎖性水域では依然として汚濁が著しく、水質汚濁に係る環境基準の達成率も低い状況が継続している。

特に、印旛沼・手賀沼では\*アオコが、東京湾内湾では\*赤潮や\*青潮がそれぞれ発生するなど\*富栄養化による\*二次汚濁が大きな社会問題となっており、これらの水域の水質保全対策が県の水質保全施策の中心課題となっている。

11年度の公共用水域の水質測定結果によれば、 代表的な水質指標である\*BOD(河川)又は\*C OD(湖沼及び海域)は85水域の内46水域で環境 基準を達成しており、達成率は54.1%(前年度50.6 %)である。

汚濁の原因についてみると、都市化の進展等により生活排水及び小規模事業場等の排水が増加したことが主な原因となっている。

そこで、県は、流域下水道等の整備を推進する一方、生活排水により汚濁が顕著な公共用水域を有する22市町を「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域として指定し、関係市町による生活排水対策推進計画に基づく公共下水道等の整備や合併処理\*浄化槽の普及・促進を支援している。

特に、水質汚濁が顕著な閉鎖性水域の水質保全対策については水域に応じた対策を推進しており、東京湾については、8年には「水質汚濁防止法」に基づく第4次「化学的酸素要求量総量削減計画」、第4次「東京湾富栄養化対策指導指針」を策定し各種の施策を推進しており、更に10年10月には「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(上

乗せ条例 )」の一部改正を行い窒素・燐規制の強化 を図った。

また、印旛沼・手賀沼については、9年3月に「湖 沼水質保全特別措置法」に基づき第3期「湖沼水質 保全計画」を策定し、各種の施策を推進している。

一方、水道水源の水質保全対策については、関係 水域における\*トリハロメタン等による汚濁状況を 監視するなどデータの蓄積を行っている。

#### 2.施 策

#### (1)印旛沼・手賀沼の水質保全対策

12年度を目標とする第3期「湖沼水質保全計画」 に基づき、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置 促進、河川浄化施設の設置などの各種施策を実施 している。

また、両沼の主要な汚濁源となっている生活系 汚濁負荷の削減対策を一層推進するため、11 ~ 12 年度事業として下水道処理区域外の全世帯を対象 とし、その処理の現状や今後の動向等に関する生 活排水実態調査を行っている。

さらに、エコテク・サポート制度に基づき、都市 排水路等を浄化するための窒素、りんも除去でき、 かつ維持管理が容易な浄化システムの実用化につ いて民間業者と10年7月から11年12月まで共同 研究を実施した。

なお、手賀沼については、12年4月から北千葉 導水事業が本格的に運用されており、その浄化効 果が期待される。

#### (2)東京湾の水質保全対策

11年度を目標年度とした第4次の「化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画」及び「東京湾富栄養化対策指導指針」に基づき、COD汚濁負荷量の計画的削減及び二次汚濁の原因となる窒素・ 燐の削減のための各種対策の推進を図っている。

また、10年度には「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例)の一部改正を行い、窒素・燐の規制強化を図っている。

さらに、国は水質総量規制制度に、従来の化学的 酸素要求量(COD)に併せて、窒素・燐の削減を 進める方針を策定するとしており、県としては、こ の方針に基づき第5次の総量削減計画策定のため の作業を進めている。

## 第8節 地質環境

## 1.概 況

大地は、大気や水とともに環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、物質循環の要として、重要な役割を担っている。

人の活動は、地下水や天然ガスかん水の汲み上げ等による地盤沈下や各種の化学物質による地質 環境の汚染を発生させ、地質環境にいろいろな影響を与えてきた。

本県では、急激な産業の進展、人口の増加に伴う 地下水の採取や天然ガスかん水の汲み上げにより、 40年代半ばには年間の地盤沈下量が20cmを超える 地域も見られたが、法・条例による地下水採取規 制、臨海部の主要企業との公害防止協定に基づく 上水道への転換や水利用の合理化などにより、ま た、天然ガス関係企業との地盤沈下防止協定によ る天然ガスかん水の汲み上げ抑制の指導などによ り、沈下量は大幅に減少し、九十九里地域及び北総 地域の一部を除き沈静化の傾向にある。

また、県内各地で地下水汚染が確認されている。 地下水は、一度汚染されると流速が極めて緩慢で あるなどの理由から自然の浄化がされにくいため、 汚染の未然防止、早期の発見・浄化が重要である。 このため、県は「水質汚濁防止法」、「千葉県地下水 汚染防止対策指導要綱」に基づき地下水の水質監 視、事業者の指導、汚染確認地域での調査・除去対 策などを市町村と協力して実施している。

#### 2.施 策

#### (1)地盤沈下防止対策

東京湾沿岸とその後背地域を中心とした地下水の汲み上げ等に起因する地盤沈下は、法に基づく工業用・ビル用地下水の採取禁止や条例指定地域内での全面的な地下水採取規制とともに、表流水

への転換・水利用の合理化を促進した結果、40年 代後半の著しい沈下の状況に比べて大きく改善さ れ、全体としては沈静化の傾向にある。

また、九十九里平野を中心とした天然ガスかん水の汲み上げによる地盤沈下については、東京湾沿岸地域での鉱区の買い上げや関連企業との地盤沈下防止協定の締結による汲み上げ量の削減を図った結果、年間10数cmあった沈下は、現在、最大でも3cm台までに改善されてきている。

今後とも、法令や協定に基づく規制・指導の徹底を図るほか、地盤変動状況の監視体制の整備・拡充、地下水の代替水源である上水道・工業用水道の整備等の関連基盤整備事業の推進を図るとともに、九十九里地域については、12年末に期限を迎える地盤沈下防止細目協定の改定において更なる指導の強化を図ることとしている。

#### (2)地下水・土壌汚染対策

50年代後半から顕在化したトリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物による地下水汚染が県内各地で確認されてきている。

このため、「水質汚濁防止法」や「千葉県地下水 汚染防止対策指導要綱」に基づき、市町村と協力し て地下水の水質監視・事業者指導等を行うととも に、汚染が確認された地域で市町村が実施する調 査・対策に対する財政的・技術的支援を行い、地下 水汚染の防止・修復に努めている。

また、従来、農用地を中心に対応が図られてきた 土壌汚染対策については、地下水汚染と同様、新た な化学物質による汚染が懸念され、3年8月に国 が「土壌の汚染に係る環境基準」を定めたところで あり、土壌汚染状況の監視、事業者の指導に努めて いる。

# 第9節 一般廃棄物

#### 1.概 況

わが国では、経済活動の拡大に伴い、大量生産・ 大量消費のライフスタイルが定着し、豊かな生活 を享受してきたが、一方で廃棄物の排出量の増大 や質の多様化、更には、最終処分場の逼迫や処理過程で発生するダイオキシン類などの有害物質等深刻なごみ問題が顕在化してきた。

本県でも一人一日当たりのごみ排出量は40年代の高度経済成長に比例して増加し続け、47年度には1,058gに達した。その後、減少、増加と推移し、11年度は1,025gであり、そのまま高水準で推移している。

一方、市町村におけるごみ焼却施設や最終処分場などの一般廃棄物処理施設の整備は、用地の取得難、建設費の高騰などにより年々困難となっている。また、市町村における一般廃棄物の処理経費も増加の一途をたどっている。

このような状況から、ごみの発生・排出抑制と徹底した再資源化により、資源循環型社会の実現を目指し、県民・事業者・行政の適切な役割分担のもとでの取組が求められている。

## 2.施 策

#### (1)「資源循環型社会」へ向けて

ごみの適正処理を維持し、県民の衛生的かつ快適な生活環境を保持するとともに、地球環境の保全に努めるためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた経済社会の構造やライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制・減量化・再資源化に積極的に取り組む必要がある。このため、県では12年3月に「ちば21ごみゼロプラン」(第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針)を定め、各種の事業を積極的に展開するとともに、千葉県ごみ減量化推進県民会議を中心に、県民・事業者・行政が一体となった実践活動の展開や、県全体における廃棄物の減量化・再資源化に向けた普及啓発活動を推進している。

また、11年3月には市町村が互いに連携・協力 して廃棄物処理施設を集約し、ごみ処理に伴うダ イオキシン類の発生防止及び集約化によるごみ処 理コストの縮減を図るとともに、焼却灰のスラグ 化やエコセメント化などの新技術を活用すること により、最終処分場に依存しないごみ処理システ ムを構築することを目的とする「千葉県ごみ処理 広域化計画」を策定した。

同時に、都市化の進んでいる西・中央地域をモデル地区とし、民間の技術力や資金等を活用した再資源化施設の整備により、廃棄物の最終処分量を限りなくゼロに近づけることなどを目的とした「千葉県エコタウンプラン」を同年3月に策定し、ごみの減量化・再資源化と適正処理を推進している。これらの施策により、ものの循環を通じて資源が円滑に還元され、最終処分に依存しない「資源循環型社会」の構築に努めていく。

#### (2)容器包装廃棄物の再資源化の促進

ごみのうち、容積で約6割を占める容器包装廃棄物の再資源化については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第9条に基づき、8年度に策定した「千葉県分別収集促進計画」を11年7月に改定して、12年度を初年度とする5か年計画を新たに策定した。計画に基づき各市町村が実施している分別収集が円滑に推進されるよう、技術的支援や県民に対する啓発を引き続き行っていく。

# (3)合併処理浄化槽の設置促進と浄化槽の適正な

家庭雑排水が公共用水域の水質汚濁の主な原因となっている状況から、市町村が設置するし尿処理施設やコミュニティ・プラントの整備を促進するとともに、市町村が行う合併処理浄化槽設置促進事業に要する経費について、引き続き補助制度を活用し、合併処理浄化槽の一層の設置促進を図ることとする。また、維持管理の不適正な浄化槽からの放流水が公共用水域の水質汚濁の一因となることから、浄化槽管理者(設置者)及び関係業者に対し、浄化槽の適正な維持管理の指導や法定検査の受検促進を強化する。

#### 第10節 産業廃棄物

#### 1.概 況

経済活動の進展とともに産業廃棄物の発生は増 大してきている。「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」が施行された 46 年度と 10 年度を比べると、 千葉県内の産業廃棄物発生量は 1,283 万トンから 2,951 万トンと、25 年余の間に約 2.3 倍に増加し、 その種類も多様化している。

また、減量化・再資源化の取組の推進とともに、 最終処分(埋立)量は減少傾向にあるが、それでも なお年間116万トンもの大量の産業廃棄物が埋立 処分されている状況にある。

一方、不法投棄や野焼きなどの不適正処理は、監視指導の強化や関係事業者の適正処理意識の浸透などにより、一時に比べ大幅に減少したものの、依然として後を絶たず、年間100件程度とここ数年横ばいの状況にある。

不法投棄などの不適正処理が大きな社会問題となり、産業廃棄物の処理に対する不信感等から産業廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の設置が難しくなっている状況にある。

このため、不法投棄等を一掃し、適正処理を徹底 することなどにより、産業廃棄物処理に対する信 頼を回復することが大きな課題となっている。

また、地球環境保全や省資源、省エネルギーの取組の重要性が増す中で、資源循環型社会の構築へ向けて、産業廃棄物の発生抑制の徹底とリサイクルの取組の一層の推進が求められている。

#### 2.施 策

千葉県では、県内での産業廃棄物の適正な処理 を確保するため「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」に基づき、おおむね5年ごとに「産業廃棄物 処理計画」を定めている。

8年2月に定めた第5次処理計画では、廃棄物の発生量の抑制やリサイクルの推進などを基本方針として掲げ、排出事業者、処理業者、行政、県民が役割を分担し連携しながら、減量化・再資源化及び適正処理の取組を進めることとしている。

排出事業者・処理業者に対しては、定期的に立入 検査を実施し、適正処理の徹底を図るとともに、産 業廃棄物を多量に排出する事業者に対し処理計画 の作成を指導し、原材料の購入から排出の段階ま で計画的に減量化と再資源化を進めるよう指導し ている。また、「公共事業等再資源化・再生品利用 促進に関する基本方針」を定め、県が率先してその 推進に取り組んでいる。

また、産業廃棄物処理施設については、設置の際の事前協議や構造・維持管理の基準などを定めた指導要綱に基づき、設置計画についての地域の合意形成や適正な施設設置と維持管理の確保等について指導している。

不法投棄の未然防止対策としては、事業者に対し適正な処理を徹底するよう啓発するとともに、不法投棄監視員を設置している市町村への助成や休日・夜間パトロールを強化するため機動班を設置するなど、不法投棄を早期に発見し対応する体制の整備に努めている。

また、県外産業廃棄物による不法投棄などの防止と県内産業廃棄物の適正処分を確保するため、 指導要綱を定め事業者指導を行っている。

さらには、「建設残土」等が県外から大量に流入し大規模な埋立が増加しているが、残土の処分による土壌・地下水の汚染、土砂崩れなど災害発生のおそれが懸念されていることから、9年7月に県レベルでは全国初のいわゆる「残土条例」を制定し、10年1月から施行している。

また、12年3月には指導指針を制定し、残土条例に基づく許可申請の前に、市町村及び地元住民に対して計画の周知をはかるよう指導しているところである。

千葉県における産業廃棄物の発生・処理処分の推移

